

第11回特別弔慰金の請求を受け付けています

令和2年4月1日から戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第11回特別弔慰金）の請求受付が始まっています。令和3年4月15日から償還が始まりますが、国債発行には1年程度かかりますので、請求がまだの人は早めに手続きをお願いします。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金とは

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に支給するものです。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

支給対象者

- ・ 弔慰金受給権者
- ・ 戦没者等の子、父母、孫、
祖父母、兄弟姉妹、戦没者
等と一年以上生計を有して

いた三親等内の親族（甥、姪、兄弟の配偶者等）※支給できる順位があります。

※遺族を代表する1人が受け取るものです。遺族間の調整は、記名国債を受け取った人が責任をもって行ってください。

請求期間

令和2年4月1日
～令和5年3月31日まで

請求受付窓口

智頭町保健センター「ほのほの」内 福祉事務所

※請求書等は福祉事務所にあります。請求者によって提出していただく書類が異なる場合がありますので、相談ください。

※新型コロナウイルス感染症予防の取り組みにより、窓口の混雑を避けるため、事前に電話予約をお願いします。

【問合せ先】

保健センター福祉事務所
☎ 75-41102
FAX 75-41110

令和3年度国有林モニターを募集します！

国有林の事業運営等について、国民の皆さんの理解を深めるとともに、意見や要望をお聞きして国有林野行政に反映させるため、国有林モニターを募集します。

対象

鳥取県内在住で、森林・林業及び国有林に関心のある成人の人。

※ただし、国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、平成30年度から令和2年度まで3年間連続して国有林モニターを務められた人を除く。

任期 令和3年4月1日～

令和4年3月31日

応募締切

令和3年2月1日（月）

※募集の詳細は、「近畿中国森林管理局 国有林モニター」で検索し、近畿中国森林管理局ホームページをご覧ください。

【問合せ先】

近畿中国森林管理局総務企画部
企画調整課 林政推進係
☎ 06-6881-3401

鳥取県立産業人材育成センター 令和3年度生徒を募集します！

対象

高等学校等卒業見込みの人を含む求職者の人

募集期間

令和3年1月4日（月）

～1月29日（金）必着

選考日 令和3年2月8日（月）
募集する訓練科

倉吉校

ものづくり情報技術科、
土木システム科、

木造建築科、総合実務科

米子校

自動車整備科、デザイン科、
設計・インテリア科

入学される人向けに保育料助成制度、賃貸住宅家賃助成制度等があります。

【問合せ先】

倉吉校 ☎ 0858-26-2247

米子校

☎ 0859-24-0372

※県内八〇一ワークにも募集要項を置いています。

